

Title	福澤諭吉とW・ブラックストーン『イングランド法釈義』： 『西洋事情』第二編における導入にまつわる若干の問題
Sub Title	
Author	安西, 敏三(Anzai, Toshimitsu)
Publisher	慶應義塾福澤研究センター
Publication year	1985
Jtitle	近代日本研究 Vol.2, (1985.) ,p.357- 396
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	福澤諭吉特集
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10005325-19850000-0357

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

福澤諭吉とW・ブラックストン

『イングランド法釈義』

——『西洋事情』第二編における導入にまつわる若干の問題——

安西敏三

はじめに

福澤諭吉の最初のベストセラー作品である『西洋事情』（「初編」慶応二年・一八六七年・「外編」明治元年・一八六八年・「二編」一八七〇年）の福澤思想上の重要性については、改めて言及する必要はないであろう。彼の基本的な思想の骨格は、既(1)その『西洋事情』においてみることができるとの見解すらあるのである。従ってこの書の検討は福澤の思想をみる上で極めて重要であり、彼の単なる翻訳書ないし西洋紹介書としてではなく、『学問のすゝめ』や『文明論之概略』などとともに福澤自身の作品として繰り返し行われるのに価する(2)。

ところで本稿は、『西洋事情』の研究史上未だ十分に解明されていない福澤と英米法史上の巨人たるW・ブラックストン(Sir William Blackstone, 1723-80)『イングランド法釈義』(Commentaries on the Laws of England, The Clarendon Press, Oxford, 1765-1769)との関係のみ、福澤におけるその導入にまつわる問題を指摘し、その後の

福澤の思想的展開とそれとの関連を追及し福澤の「自由」の観念に対する若干の考察を行おうとするものである。

- (1) 伊藤正雄『福澤論吉論考』吉川弘文館、一九六九年、一三九―一四二ページ、植手通有『日本近代思想の形成』岩波書店、一九七四年、二二―二ページ、松沢弘陽「解説」、『福澤論吉選集』第一巻、岩波書店、一九八〇年、二七―六ページ参照。
- (2) この点を特に強調した論稿としては伊藤前掲書が嚆矢である。

一 「自由」観念の導入——ブラックストーン以前——

『西洋事情』全編を通読して何よりもわれわれに強く印象付けるのは、「freedom」「liberty」の説明が実に多いということである。

まず「初編」において、よく知られている様に、福澤も翻訳方として参加した竹内使節団の一部随員がオランダ人医師シンモン・ベルヘンテ氏から「文明の政治」の要件についての講義を受け、その際のノートを参考にして、「vrijheid」を理解し、それを福澤は紹介している。⁽¹⁾ここでそれは然しながら狭義のそれとみることができ、むしろ福澤の当時の主観においては、それが「フリーダム」又は「リベルチ」であったことはその説明からみて疑いがなく、つまりそれは職業選択の自由を意味し、「自主任意」と翻訳したものであるが「未だ的当の訳字あらず」⁽²⁾と注意深く断わり書きを付しているものである。

ところで福澤の紹介した他の「文明の政治」の要件をみてみると、それらは「自由」の名こそ付されていないが、信仰・学問・教育・営業そして生存の自由を実質的にいっているものであり、これらはこの時の福澤の自由観念が職業選択の自由であったが故に、その自由観念のなかに含まれてはいなかったことが察せられる。しかし彼

の主観を超えて、正にこれらの「文明の政治」は市民的自由の基本的事項の説明と今日いってよいものである。ここにはしかし未だ権利としての自由の思想はなく、むしろ状態としてのそれである。

ところで福澤は、西洋諸国に基底的に流れているとみた制度風俗を「備考」として論じているが、この「文明の政治」の要件における「自由」のみでは「フリーダム又はリベルチ」がわが国の伝統的「自由」観念である「我儘放邊にて国法をも恐れず」と解されるが故に、またそれが西洋諸国の認識としてアルファにしてオメガであると考えたが故に「外編」においてやや本格的にそれを紹介する。

この「外編」は周知の様にJ・H・バートン(John Hill Burton, 1809-1881)の手助けによって著わされたチェンバーズ社刊『政治経済学』(Chambers's Educational Course, *Political Economy, for Use in Schools, and for Private Instruction*, William and Robert Chambers, London and Edinburgh, 1852)の前半部(「ソサイヤルエコノミー」として知られる部分)の正に「達意を以て主とする」名訳にして「原書の情実を誤認むる」ことのないよう「主意の大概を失ふことなくば」の翻訳紹介であった。⁽⁵⁾

この「外編」で福澤は、状態としてよりも自然権としての自由を、いつてみれば初等教科書を使用して教科書的に理解して紹介している。むしろ権利としての自由観念は、アメリカ合衆国の「独立宣言」の紹介において既に認識していると思われるが、それは然しながらやはり歴史的説明であり、必しも権利問題として自由が浮上しているとは言い難い。初歩的ながら体系的に学びとったと思われるのは欧米での見聞の上になつて正にチェンバーズ社刊『政治経済学』の「人生の通義及び基職分」(Individual Rights and Duties)に出会い、その翻訳紹介を通してであったといっても恐らく誤まではないであろう。⁽⁶⁾

ここでは文字通り天賦人權としての自由を様々な工夫を試みながら名訳を行つて紹介している。しかもそれが

「人民普通の自由」(civil liberty) に連なることを訳述している。またこの場合の権利は「通義」が「生命を存し自由を求め身を重んじ物を保つ」(the life, liberty, self-respect, and tangible possessions of all) 権利であること、及びそれが「他人」との関係上、法の制定と、従ってその尊重と不可分であることをやはりチェンバーズ社刊の本書から福澤は翻訳を通してであれ、学びとっていると思われる。これはその「世の文明開化」(CIVILISATION) において一層明らかである。「人生最大の自由は蛮野の世にあり」(the barbarous state is that in which there is greatest freedom) とする説に対して、それが「恰も人をして餓死せしむるの自由なり、力を以て暴虐を恣にするの自由なり、罪を犯して罰を蒙ることなきの自由なり」(the freedom which there exists is only a freedom to starve: to starve: a freedom to tyrannize if we have the power: a freedom to commit crimes unpunished) であつて「豈これを真の自由と云ふ可んや」なのである。真の自由とは「文明開化に従つて法を設け、世間一様にこれを施して」(it is only after civilisation has imposed and can maintain equal laws for all, that true freedom can exist.) 始めて可能なのである。しかも「人作説」は社会契約説の最初の紹介として知られる。

「世の関るに従て、小弱無力の者、相共に謀て、人々の通義を達し生命を保護する為めの処置を設け、これを国の制度と名付けり。元來制度の目的とする所は、人の強弱智愚に拘らず、各々其生命を安んじ其私有を保たしめんとする趣旨なるが故に、無謀過激の徒は之を忌み此法則を破らんとしたけれども、衆寡敵し難く、遂に理を以て力を制し、一定の制度を施行することを得たり。是即ち世に政府の起りし本源なり。政府とは人心を集めて一体と為し、力を以て衆人の意を達せしむる所以のものなり」⁽⁹⁾

をみてもわかるように政府の設立根拠を人々の権利の保存にありとの説明をも福澤は訳述している。

ところで福澤は状態としての自由から権利としての自由を「初編」から「外編」にかけて学び取っていると思

と、どこまでも「自由」が「我儘」ではないことを強調して学者の誤解のないよう解説する。

次いで福澤は、彼にとって自由が状態問題ではなく権利問題として把握されるに至っている証と思われるが、「ライイト」の説明を行う。それは(i)「正直」であり、「正理に従て人間の職分を勤め邪曲なきの趣意なり」である。ここから転意してそれは(ii)「求む可き理」であって「催促する筈、又は求ても当然のことと云ふ義なり」である。又それは(iii)「事を為す可き権」であり、(iv)「当然に所持する筈のこと」であって例として「私有の通義」をあげ、「私有の物を所持する筈の通義」として、さらに「理外の物に対しては我通義なしとは、道理に叶はぬ物を取る筈はなし」という説明を加えて論じている。⁽¹⁵⁾

こうして、「自由」及び「通義」の解説をし「人生の自由は其通義なり」という正に近代的権利観念が自由観念と不可分であることを認識しての例を出し、それを「人は生れながら独立不羈にして、束縛を被るの由縁なく、自由自在なる可き筈の道理を持つと云ふことなり」と述べて「例言」を終えている。⁽¹⁶⁾

しかしこれだけの「自由」や「権利」の観念の説明で以てもやはり十分ではない、と福澤は考えたと思われる、『西洋事情』全編、否ある意味では福澤の全生涯を通して参照した本の中では最も論理的にして体系的かつ法学的思考に則つての議論が記してある英米法上の古典、W・ブラックストン『イングランド法積義』の一部を翻訳紹介することによって、それら「自由」や「権利」の観念の整合的導入を画る。それは洋行で得た聞見に基づくものや、通俗教科書と違って、最もアカデミックな自由観念の説明がある本であるといつてよく、その意味では福澤の政治思想ないし法学思想を考察する上で極めて重要な一史料といえよう。

それでは次に福澤におけるブラックストンの導入をみてみよう。

(1) 『福澤論吉全集』第一巻 岩波書店 一九六九年 二九〇ページ。尚以下本全集からの引用・参照はすべて『全集』と略記し一九六九

- 年以降刊の再版全集による。及びまた「文明の政治」の講師がシンモン・ベルヘンテ氏については松沢弘陽「英国探索始末」(『日本思想大系』第六六卷「西洋見聞集」岩波書店 一九七四年五八八ページ参照。
- (2) 『全集』第一卷、二九〇ページ。
- (3) 例えば「外国へ長く滞留いたし候得ば自然に彼国の風俗に慣れ、何事もフリーを望候様相成候」(一八六七年『全集』第一七卷、四四ページ)との福沢英之助宛書簡参照。
- (4) アルバート・M・クレイグ「ジョン・ヒル・バートンと福沢諭吉」西川俊作訳(『福澤論吉年鑑』第一二号、一九八四年、一一―二六ページ)参照。
- (5) 『全集』第一卷、二八六ページ参照。
- (6) 伊藤前掲書参照。尚チェンバース社刊の『政治経済学』と福澤『西洋事情』「外編」との目次対照表等については杉山忠平「福沢諭吉における経済的自由——とくにその初期について——」(『思想』六六二号、一九七九年八月)参照。
- (7) 『全集』第一卷、三九二ページ。
- (8) 同右、三九五ページ。
- (9) 同右、四一六ページ。尚、原文は次の通りである。
- In the progress of civilisation, the multitude of the weak are led by reflection and conscientiousness to combine for the forming and supporting of regulations by which individual rights may be protected. They form, in short, LAWS, the object of which is to assure to every man his personal safety, and the enjoyment of his property, whatever may be the amount of his strength or his intelligence. Strong and hardy men, and men of powerful though unregulated intellect, will for a long time be addicted to breaking through such regulations; but in time the multitude by combination, becomes too strong for them, and succeeds in asserting the triumph of right over might. To frame and execute laws, as well as for other useful ends, a GOVERNMENT becomes necessary; that is to say, a power concentrating the national will, and calculated to give it force and direction. (Chambers's Educational Course, *Political Economy, for Use in Schools, and for Private Instruction*, William and Robert Chambers, London and Edinburgh, 1873, pp. 21-22.)
- 尚、本書の刊行年は一八七三年になつてゐるが福澤が手にした本書の刊行年は不明である。A・クレイグ教授の談に依れば刊行年の相違にともなう文章の相違はないことである。
- (10) 『全集』第一卷、四八六ページ。

- (11) 同右、四八六―七ページ参照。
- (12) 同右、四八七ページ。
- (13) ブラックストーンにあっては「political」と「civil」との区分が未分離であったと思われ、福澤は「political」を邦訳して紹介していると思われる。Blackstone, William, *Commentaries on the Laws of England*, 1765, (Reprint 1979, The University of Chicago Press, Chicago & London.) Vol. I, p. 121. 参照。
- (14) 『全集』第一巻、四八七ページ。
- (15) 同右、四八七―八ページ。
- (16) 同右、四八八ページ。
- (17) Ruggiero, Guido de, *The History of European Liberalism*. Transl. by R. G. Collingwood, Peter Smith, Mass., 1981, pp. 23-24 参照。
- (18) 『全集』第一巻、四八八ページ。

一一 ブラックストーン「個人の絶対権」の導入

福澤が手にしたW・ブラックストーン『イングランド法積義』は、その紹介内容からして、その簡約版ないし学生版であったことがわかるが、その全体の構成は、むしろそれが原版に立脚している故、版によっては章の省略などがあるけれども大枠は原版と同様であると思われる。従って福澤がそのいずれの部分を紹介しているかは、福澤が直接読んだ版が不明であっても、おおよその見当はつく。

『イングランド法積義』は四分冊の大著である。即ち第一分冊は「序言」(INTRODUCTION)と「人の権利について」(Of the Rights of Persons)であり、第二分冊は「物の権利について」(Of the Rights of Things)であり、第三分冊は「私的不正について」(Of Private Wrongs)であり、そして第四分冊は「公的不正について」(Of Private Wrongs)

である。

ところで福澤が『西洋事情』で導入しているのは、第一分冊の一部である。第一分冊は「序言」が第一課「法の學習について」(On the Study of the Law) 第二課「一般の法の本質について」(Of the Nature of Laws in general) 第三課「イングランド法について」(Of the Laws of England) 第四課「イングランド法に服する諸国について」(Of the Countries subject to the Laws of England) の四つのセクションから成っており、第一部の「人の権利について」は第一章「個人の絶対権について」(Of the absolute Rights of Individuals) 第二章「議会について」(Of the Parliament) 第三章「王とその権利について」(Of the King, and his Title) 第四章「王室について」(Of the King's royal Family) 第五章「枢密院について」(Of the Councils belonging to the King) 第六章「王の義務について」(Of the King's Duties) 第七章「王の大権について」(Of the King's Prerogative) 第八章「王の財源について」(Of the King's Revenue) 第九章「属官について」(Of subordinate Magistrates) 第十章「人民——他国人、公民権を与えられた外国人かそれとも土着人か——について」(Of the People, whether Aliens, Denizens, or Natives) 第十一章「聖職者について」(Of the Clergy) 第十二章「一般人の階級について」(Of the Civil State) 第十三章「陸軍及び海軍の階級について」(Of the Military and Maritime States) 第十四章「主人と召使について」(Of Master and Servant) 第十五章「夫と妻について」(Of Husband and Wife) 第十六章「両親と子供について」(Of Parent and Child) 第十七章「後見人と被後見人について」(Of Guardian and Ward) 第十八章「法人について」(Of Corporations) の一八章から成っている。

この内、福澤は当面の我国にとつて、必要な、そして『西洋事情』において取り分け繰り返し説明が必要と考えた観念、即ち「自由」観念の整合的ないし法学的理解に役立ちうるとみた第一章「個人の絶対権について」の所

を翻訳紹介して、『西洋事情』第二編の「備考」の一つとする。その内訳は「英国人民の自由」(English Liberties)、「一身を安穩に保ずるの通義」(Personal security)、「一身を自由にするの通義」(Personal liberty)、「私有を保つ
の通義」(Property)、「比通義を達する所以の安心を論ず」(Securities for these rights)である。

ところで福澤が「初編」の「備考」の「政治」のところを

「政治に三様あり。曰く立君^{モナ}、礼楽征伐一君より出づ。曰く貴族合議^{アリスト}、国内の貴族名家相集て國政を行ふ。曰く共和政治^{レポブ}、門地貴賤を論ぜず人望の属する者を立て、主張となし国民一般と協議して政を為す」

と述べて、政治の三形態がイギリスにあつては混合しているが故に、「一種無類の制度なり」と論じている所をブラックストンの『イングランド法積義』の「序言」における英国憲法讚美⁽³⁾からの援用という説も考えられなくはない。しかしこれはイギリスへ行っての聞見に基づいてみるとみることではできても、直接本書に基づいていないは考えられない。

事実写本『西洋事情』(慶応二年以前刊)をみても「レピュブリーキ」を「門地貴賤を論ぜず人望の属する者を立て主長と為すを云ふ。即所謂合衆政治なり」とか「アウトクラシ」を「主君独裁の義にて、只国君一人の意に随て号令するを云ふ」と論じてあつて、⁽⁴⁾これら'Republic'や'Autocracy'はブラックストンの本書には記されていないし、また「初編」の「備考」にある「立君」の二形態即ち「立君独裁^{デスポ}」や「立君定律^{コンステ}チューションナル」の区分や名称もブラックストンのそれにはないのである。従つてここにある英国憲法讚美はむしろ聞見によると思われる。

福澤が「初編」の「備考」で英国憲法讚美を行ったことは、つまり「英国の政治は、三様の政治を混同せる一種無類の制度なり」⁽⁵⁾と肯定的評価を下していることは後に『英国議事院談』(明治二年)を刊行することにも

なるのであるが、しかし、これもブラックストンの「序言」にみられる讚美を訳出したのではない。⁽⁶⁾ この部分
はブラックストンがチューターとしてオックスフォードで指導したジュレミー・ベンサム (Jeremy Bentham, 1748
-1832) によって批判され、ベンサムはこの批判書『政府論断片』(A Fragment on Government) によって功利主義
の祖となったわけであるが、彼が批判した項目は、政体の形成・イギリス憲政・法制定の至上権力の権限及び義
務で、原版の四七ページから五三ページにかけての頁数にしてわずか七頁にすぎない。⁽⁷⁾

福澤は正にベンサムが史上その名を残す契機となった部分については翻訳紹介せず、「初編」の「備考」に先
にふれたようにわずかに聞見に基づいてブラックストンの英国憲法讚美の実質的介绍を行っている。ベンサムに
よれば、このイージー・ゴイニングフィロゾファーによる英国憲法讚美は自然法下での社会契約と同様うんざり
するもので虚構といえるものであったのである。⁽⁸⁾ ベンサム問題はむろんここでの課題ではないが、福澤にとって
ベンサムが批判した意味でのブラックストン批判は出ていない。むしろ、この期の福澤は自然法論及び自然権思
想を唱えているブラックストンこそ導入に値するものであって、これらの考えこそ福澤にとって肝要であり、理
解導入が可能にして必要であったと思われる。

それでは福澤は具体的に「個人の絶対権について」をどのように導入しているのであろうか。次にその論理を
辿ってみよう。⁽⁹⁾

まず福澤は冒頭において「固律」(municipal law) が「人民の身を処し交を結ぶの規則」(a rule of civil conduct)
であって「正理を勧め邪悪を禁ずるもの」(commanding what is right, and prohibiting what is wrong) であるが故
に「国の法律を論ずるの大綱領」(the primary and principal objects of the law) が「是非を弁ずる」(RIGHTS and
WRONGS) ことに在ると紹介する。そして「正理」(RIGHTS) が「人の通義」であり、それには「人の身に係る」

とこの「一身の通義」(the rights of persons)と「所有の物に係る」とこの「物の通義」(the rights of things)とに区分され、「邪悪」(wrongs)が「私悪」(private wrongs)（「一人の利を害したる罪」(being an infringement merely of particular rights, concern individuals only)）と「公悪」(public wrongs)（「天下の公法を犯し衆人の害を為したる罪」(being a breach of general and public rights, affect the whole community)）に区分され、尚後者は前者を必然的に含むと福澤自からの考えを割注によつて補いつつ紹介し、イギリス法の四項目を(一)「一身の通義を説き其得失を論ず」(The rights of persons; with the means whereby such rights may be either acquired or lost.)、(二)「物の通義を説き其得失を論ず」(The rights of things; with the means also of acquiring and losing them.)、(三)「常法を害する私悪を説き之を改めて正に帰せしむる所以を論ず」(Private wrongs, or civil injuries; with the means of redressing them by law.)、(四)「公悪の大罪を説き之を刑して禍を防ぐの所以を論ず」(Public wrongs, or crimes and misdemeanors; with the means of prevention and punishment.)として——そしてこれはそのままブラックストンの四分冊の各々の注解に相応するものであるが——「一身の通義」が「天下の衆人各々皆これを達す可きの理」(due from every citizen)であつて、「人間当務の職分」(civil duties)であり、さらに「人の身」に「天然」(natural persons)∥自然人と「人為」(artificial) [persons]∥法人との別があることを述べ、前者が「天より生じたる儘の身」(the God of nature formed us)であり、後者が「同社又は政府を建るが為め人智を以て法律を設け、比法律に従て進退するもの」(created and devised by human laws for the purpose of society and government)であると翻訳紹介す。

次に「一身の通義」に「有係」(relative)と「無係」(absolute)とがあることを述べ、前者を「世俗に居り世人と交りて互に関係する所の通義」(incident to them as members of society, and standing in various relations to each other)とし、後者を「只一人の身に属し他に關係なきもの」(appertain and belong to particular men, merely as indi-

viduals or single persons)として、ここでは「無係の通義」を翻訳紹介する。福澤にとってこの時くり返し説明を要するいみで重要であった「自由」とか「権利」の観念が整合的に述べられているブラックストンのこの箇所は正にそれだけに大切に思われたはずである。

「無係の通義は人の天賦に属したるものなれば、天下の衆人、世俗の内に交るものも、又は世俗の外に特立するものも、均しく共に比通義を達す可き理なり」⁽¹⁰⁾

と個人の絶対権が正に自然権として、つまり天賦人權として把握されて翻訳紹介され、「国法」が「世俗の交際上に就てのみ施行する」(only to regulate the behaviour of mankind, as they are members of society)のものであって「一身の職分に関係せず、只世俗交際この職分を責むべきのみ」(no business or concern with any but social or relative duties)と紹介する。従って福澤自身の要約に従えば「必ず其人に属するものにて、且国法に在ても人の通義は動かす可らざるもの」が「人生の通義」なのである。⁽¹¹⁾ こうして福澤は自然権思想の何物たるかを理解導入し、それがまた市民的自由の根基であり、その具体的内容について次に明確に翻訳紹介する。

「人生無係の通義」は「人生天賦の自由」(the natural liberty of mankind)であり、その「自由」が「我心に可なりと思ふ所に従て事を為す」(a power of acting as one thinks fit)こと⁽¹²⁾。しかもその規準が「天地の定理」(the law of nature)＝自然法に則っておること、またそれ以外は「分毫も敢て束縛せらるること無く、分毫も屈攘すること無し」(without any restraint or control)であることを福澤は紹介する。但し、

「人として既に世俗人間の交際に加はるときは、此交際上よりして我に得る所の恵沢裨益も亦大なれば、之を償ふが為めに天の賦与せる一身の自由をも聊かは棄却する所なかる可らず」⁽¹³⁾

として、正に人が自然状態から社会状態に入る時、人は自然的自由の一部を放棄して、実定法を設け、それに従

う論理を述べる。「我自由の一部を棄て、世間の規矩に従ひ、以て其惠澤を被る」と福澤自身再確認の意味もあつてかそれを續いて要約する。然しながらその放棄する自由は、やはり福澤の説明であるが「我自由を棄るに似たりと雖ども、其実に棄る所」は「蛮野人民の自由」(wild and savage liberty)であつて、福澤自身の割注に従えば

「居處定まらず、眠食恒なく、無知無学を以て自ら安定し、世間風俗の何様たるも知らず、蠢爾として生涯を送るもの云ふ」

ものであつて「文化の盛なる世界に在ては許さざる所の自由なり」⁽¹⁴⁾である。

こうして自然法の支配する自然状態下にあつて自然権を行使するのは良いが、そこには然しながら文化がなく、蠢爾として生涯を送るのみで、しかも「大凡軽重大小の分を解するの人は、我一身の随意を達せんが為め、妄りに威力を逞ふせんと欲するもの無るべし」⁽¹⁵⁾であつて「若し一人斯の如くならば他人も亦各々其力を逞ふし、互に随意を以て相争ひ、遂には生靈の依頼する所なきに至るべし」⁽¹⁶⁾となつて、平和な自然状態が、各人の力と力との争いによって不安定になり、人生の放縦さはありえても、個人の安全がなく、各人の個有の権利・自由の伸長は不可能となる故、実定法を設けて社会を作り、そこにあつて始めて市民的自由が保障されるといふ論理を次に紹介する。

「故に處世の自由とは人々比世に処して、其世俗人間中の一人たる身分を以て受け得たる所の自由なれば、天賦の自由に人為の法を加へて稍々其趣を変じ、以て天下一般の利益を謀りたるものなり。之に由て考ふれば、法律を設けて人を害するの罪を制するは、其状或は人の天賦の自由を減するに似たれども、其実は之に由て大に処世の自由を増加せり」⁽¹⁷⁾

むろん、法の名の下で「人民の意志を束縛するものは、皆之を暴政と云て可なり」⁽¹⁸⁾であり、さらにみだりに人

を動揺させるものも「人の自由を妨るの法」(Laws destructive of liberty)と化すと述べて、国民の意志、感情を尊重しない法が法に価しないことを付け加えている。むしろ法を設けることは一般の自由にとってプラスとならなければならず、これがまた国の独立と不可分であることを説明する。「法律に由り一人の進退を処すれば随て天下一般の利を生ずべき確實の着見あらば、人も亦私心を去り些少の意見を屈して更に天下の要事たる一般の自由を存せざる可らず」⁽¹⁹⁾なのである。そうしてこれこそ、「一国独立の風俗を助る」(by supporting that state, of society, which alone can secure our independence.)もので、「国法を設くるに慎思小心を加るときは、決して人の自由を妨るにあらず」であって「却て自由に導くの端これより生ず可し」⁽²⁰⁾なのである。まことに「試に見よ、世界万国法律を設けずして善く人民の自由を存するものもある乎」(where there is no law, there is no freedom.)と福澤が力点をおいて名訳している如きなのである。政府の設立根拠も「人民をして身躬から其身を持して処世の自由を保たしむる」ことにあるのである。従って「天下一般の大利を謀り、其軽重に従て一人の身を制し其進退を御するも亦妨なし」⁽²²⁾という論理は、たんなる国家功利主義ではない。

こうして福澤は「人民の通義」が「一身の自由」で、これが「政府の体裁」(form of government)と「国民の自由」と矛盾することなく並存することを紹介し、「英国人民の通義」(The absolute rights of every Englishman)を次に紹介する。

それは福澤のその後の自由ないし人権観念の、あるいは市民的自由の構成内容として定着する最小限度の、不可侵不可決の自然権⁽²³⁾である。即ち

「国民一身の自主自由なれども、畢竟天下の公利を謀て私利を去り、天賦自由の棄つ可きを棄て、以て一身に残れる所の自由あり、或は又一身天賦の自由を棄てし其代として、更に得たる所の処世の自由あり」⁽²⁴⁾

として、第一に「身を安穩に保護するの通義」(the right of personal security)を、第二に「身を自由にするの通義」(the right of personal liberty)を、そして第三に「私有を保つゝの通義」(the right of private property)をあげ、この三箇条こそ「人生天賦の自由」(man's natural free will)なのである。「蛮野人民の自由」を自然的自由から差し引いたものが「人生天賦の自由」であつて、これの十全の保障が正に「処世の自由」(civil immunities)の保障といえるのである。

こうした自然法の支配する自然状態下では、自然権の各人の行使に伴つて起こる平和を脅かす不安な状態になる故、自然権の一部を放棄して、残余の自然権の保障を政府の設立、ひいては政治社会の結成によつて、実定法を設けてより確実なものにし、市民的自由が保障される社会を作るといふ論理は、ブラックストンを自ら注で以て明記している様に周知の如く社会契約説の完成者といわれるJ・ロック『統治二論』(John Locke, *Two Treatises of Government*, 1698) 第二論文に依拠している。ブラックストンの法解釈の哲学的背景は、彼固有のものではなく、その自然法観は大陸自然法論者、特にブルラマキ(Burlamaqui, 1694-1748)によつていふといわれるが、⁽²⁶⁾この論理はロックに全く依拠している。但し、ロックが独立の章として設けている戦争状態の叙述は省略されているし、自然法の判定権・執行権の論理的文脈はやはり省略されている。しかしながら大枠はロックによつており、従つて間接的に福澤はこうしたロックの政治原理を学びとつていふと思われる。但し、ロックが自然権を正に固有権として、その構成内容を生命・自由・財産としたが、ブラックストンは、それを導入しながらも、その解説はロックのそれより微細である。これは福澤のその後の思想をみる上で、やはり重要と思われるので次にそれをみてみよう。

まずロックのいう「生命」(life)に相当するものは「身を安穩に保護する通義」で「生命を保ち、四肢を保ち、

身体を保ち、健康安寧を保ち、名声面目を保つを云ふ」(a person's legal and uninterrupted enjoyment of his life, his limbs, his body, his health, and his reputation) 五項目がその内容である。この間、第五番目にあげられている「名声面目」は「他の無礼誹謗を防て、我面目を守り我名声を保つは、天然の正理なれば、人々此理を主張するも義に於て妨げあること無し」であつて、これは「抑々人として、一身の面目を失ひ、其名声を落すときは、決して他の通義を伸ばす能はざればなり」(28) (傍点―筆者以下同様)との理拠による。福澤が後にロッキの三位一人権觀念の一つに「自由」に代つて「榮譽」をもつて表象するようになるが、このブラックストンの福澤の紹介の説明をみれば、他の諸権利に比して、「面目名声」が如何に重要であるかが認識できる故、この「面目名声」根拠が、福澤のその後の人権觀念の深化展開に一つの参考になつていと考へられなくてはならない。(29)

次に「自由」であるが――この場合のそれは人権の構成要素としての「自由」で、狹義のそれである。――それは「一身の自由は元來人として天然に備はる所の通義にして、之を存するは尚其安穩を保つの理に異なるなし」であつて、「生命」と同様「自由」が重んじられ、付与せられ、保護される自然権であることを述べる。従つてそれは「決して妄に人の自由を抑制することなし」で「仮令官府の意を以て人を制せんと欲するも、国律の許さざる所は之を施行するを得ざるなり」(30)であり、しかも「一身の自由を保護するは国の為めに一大緊要事とせり」(On great Importance to the public is the preservation of this personal liberty.)とのテーゼとそれが不可分であることを述べる。ここでは正に一身の自由が一国の独立にとつても重要であるとの考えが強調されており、福澤の「一身独立して一国独立する」との『学問のすゝめ』第三編(明治六年(一八七三年)におけるテーゼの一つの先駆的思想とそれはいえるものであろう。そうしてこの「自由」は福澤にとつての「面目名声」と同様「自由」がなければ「諸般の通義一時に廃滅すべし」(there would soon be an end of all other rights and immunities)となるのである。

第三は「私有の通義」でそれは「各人私に有する所の物を、其人の自由に從て之を用ひ、自由に之を處し、自由に之を樂み、国の法律を取るにあらざれば分毫も敢て他の抑制を受けざると云ふ⁽³¹⁾」である。この保護が元々「国法の主意」であつて、それはまた「至大至重のもの」としてイギリス法では貴んでゐるのであつて「仮令全國人民の大利を起すべき事件ありと雖ども、一人の私有を害することは敢て之を為さず⁽³²⁾」なのである。然も「天下衆庶の公利」(public necessity)の為と雖も「一人の私有を強奪するを得ん⁽³³⁾」(the sacred and inviolable rights of private property)である。それは国の防衛、政府の維持の為の税の取り立ても同様であつて、國民の同意に依らなければそれを拒否しうるし、國王の特権で以つてそれを断行する場合、それは「曲事」(illegal) Ⅱ違法なのである。

以上の如く福澤はブラックストンの「各人備有する一身無係の通義」を翻訳紹介するが、但し、これらの羅列のみでは、言い換えれば自然権条項のみでは、市民的自由の説明のみでは、それを維持することはできないことをも、ブラックストンから学びとつてゐると思われる。しかもその場合、ブラックストンをストレートに翻訳するのではなく、福澤なりの工夫を施して紹介するのである。その場合、福澤は、フランス人権宣言がいみじくも「人及び市民の権利宣言」と銘うった様に「人」(homme)としての権利は同時に「市民」(citoyen)としての権利を有しなければ、人としての権利はおよそ全うできないことをやはり法学的かつ論理的に学びとつてゐると考えられる。ここに市民的自由に対して政治的自由の問題が登場する。正に

「國の政治を明にし、他の細目に係る通義を存して國民に付与し、以て三綱の大義を助け之を保護するに非ざれば、法律も亦一片の廢紙に屬し、正義の名ありて其実は無益なるべし⁽³⁴⁾」

なのである。

このブラックストンの政治か自由への視点、つまり補助的・従位的権利についての福澤の翻訳紹介は然しこの期の福澤の思想を考える上で極めて問題点を含んでいると思われるので、原文と福澤の翻訳紹介とを直接対照に付して提示し、その意味を考えてみよう。

- (1) この点については拙稿「福沢論吉における西欧政治思想の摂取とその展開とに関する一考察——普遍的人權の原理を中心に——」（『法学研究』第五三巻第二号）六九ページ参照。尚、本稿はこの拙稿を一部補うものである。
- (2) 『全集』第一巻、二八九ページ。
- (3) Blackstone, *Ibid.*, pp. 50-51. 参照。
- (4) 『全集』第一九巻、一七七ページ。
- (5) 『全集』第一巻、二八九ページ。
- (6) 福澤は「例言」で「ブラックストン氏の英律」と名をあげているが、政体論の所は *Beal's Text Book of English & General History* に依拠している。
- (7) Benham, Jeremy, *A Fragment on Government with An Introduction to the Principles of Morals and Legislation*, Basil Blackwell, Oxford, 1967, p. 31. 参照。
- (8) Barter, Sir Ernest, *Essays on Government*, Second Edition, Oxford at the Clarendon Press, Oxford, 1965, p. 136 n. 2 参照。
- (9) 以下の引用説明は全て『全集』第一巻、四九三—五〇二ページ、及び Blackstone, *Ibid.*, pp. 117-126 による。以下特に重要と思われる引用項目についてのみ注を付す。またブラックストンの福澤が紹介した処のわが国の解説として、内田力蔵「イギリス法における『個人の自由の権利』について——ブラックストンの『絶対権』の觀念を中心とする覚え書き——」（東京大学社会科学研究所編『基本的人権』第四巻「各論I」東大出版会、一九六八年、三七—〇二ページ）がある。また明治思想史上特に小野梓（嘉永五—明治一九年）におけるブラックストンの位置付けについては出原正雄「小野梓における人權論の展開とその特質」（同志社大学人文科学研究所『社会科学』第三三号）参照。
- (10) 同右、四九四ページ。尚、原文は「By the absolute rights of individuals we mean those which are so in their primary and strictest sense; such as would belong to their persons merely in a state of nature, and which every man is intitled to enjoy whether out of society or in it.」(Blackstone, *Ibid.*, p. 119) である。
- (11) 同右、四九五ページ。

- (12) フラックストンは「the natural liberty of mankind」を「次に次の様に形容して居る。being a right inherent in us by birth and one of the gifts of God to man at his creation, when he endued him with the faculty of free will. (生まれながらにして「われわれ〔人間〕」に内在する権利であり、また神が人間に自由意思の機能を授けた人間創造のさいに神が人間に賜ったもののひとつである。——邦訳は内田前掲論文五八ページによる。) Blackstone, *Ibid.*, p. 121. 福澤が手にしたフラックストン簡約版にこの所が省略されているかもしれないが、彼が「the natural liberty of mankind」を「人生天賦の自由」と訳しえたのは彼がフラックストンの形容を読んでいることを参照すれば、「人間の自然の自由」を「人生天賦の自由」としうることにはわかるけれども。
- (13) 『全集』第一巻「四五五ページ。原文は「But every man, when he enters into society, gives up a part of his natural liberty, as the price of so valuable a purchase. (Blackstone, *Ibid.*, p. 121) ㄱㄱㄱ。」
- (14) 同右「四五五ページ。」
- (15) 同右「四五五ページ。原文は「For no man, that considers a moment, would wish to retain the absolute and uncontrolled power of doing whatever he pleases; (Blackstone, *Ibid.*, p. 121) ㄱㄱㄱ。」
- (16) 同右「四五五—五六ページ。原文は「the consequence of which is, that every other man would also have the same power; and then there would be no security to individuals in any of the enjoyments of life. (Blackstone, *Ibid.*, p. 121.) ㄱㄱㄱ。」
- (17) 同右「四九六—七ページ。原文は「political therefore, or civil, liberty, which is that of a member of society, is no other than natural liberty so far restrained by human laws (and no farther) as is necessary and expedient for the general advantage of the public. Hence we may collect that the law, which restrains a man from doing mischief to his fellow citizens, though it diminishes the natural, increases the civil liberty of mankind. (Blackstone, *Ibid.*, pp. 121-122.) ㄱㄱㄱ。」
- (18) 同右「四九六—七ページ。原文は「every wanton and causeless restraint of the will of the subject, whether practiced by a monarch, a nobility, or a popular assembly, is a degree of tyranny. (Blackstone, *Ibid.*, p. 122) ㄱㄱㄱ」福澤の訳出した「尊王を」は「具体的な政体が述べられて居る。」
- (19) 同右「四九六—七ページ。原文は「if any public advantage can arise from observing such precepts, the control of our private inclinations, in one or two particular points, will conduce to preserve our general freedom in others of more importance. (Blackstone, *Ibid.*, p. 122) ㄱㄱㄱ」
- (20) 同右「四九六—七ページ。原文は「laws, when prudently framed, are by no means subversive but rather introductive of libe-

- ry: (Blackstone-*Ibid.*, p. 122)
- (21) この言葉は「ソラッタスマン」²⁴ as Mr Locke has well observed」と注を施している様に、J・ロッキ『統治一論』第二論文、第五七課に唱われてゐるものである。
- (22) 『全集』第一巻、四九六ページ。原文は「that constitution or frame of government, that system of laws, is alone calculated to maintain civil liberty, which leaves the subject entire master of his own conduct, except in those points wherein the public good requires some direction or restraint」(Blackstone, *Ibid.*, p. 122) p. 48^o。
- (23) 前掲拙稿参照。
- (24) 『全集』第一巻、四九七ページ。原文は「The rights themselves thus defined by these several statutes, consist in a number of private immunities; which will appear, from what has been permitted to be indeed no other, than either that *residuum* of natural liberty, which is not required by the laws of society to be sacrificed to public convenience; or else those civil privileges, which society hath engaged to provide, in lieu of the natural liberties so given up by individuals」(Blackstone, *Ibid.*, p. 125) p. 48^o。
- (25) Barker, *Ibid.*, pp. 129, 135. 参照。
- (26) ブラックストンがロッキに比して固有の思想を示しているのは「絶対権」(「人生無係の通義」)の観点から、「相対権」(「人生有係の通義」)のそれと対立させて論じている所であらう。この点については内田前掲論文「五三三ページ参照」。
- (27) 『全集』第一巻、四九九ページ。原文は「The security of his reputation or good name from the arts of detraction and slander, are rights to which every man is intitled, by reason and natural justice; since without these it is impossible to have the perfect enjoyment of any other advantage or right」(Blackstone, *Ibid.*, p. 130)
- (28) 前掲拙稿参照。
- (29) 原文と比較してみれば、ブラックストンが「他の通義を伸ぶ才能はさればなり」と福澤が翻訳したその条件条項は、「面目名声」の他にそれに先立つ二権、即ち福澤の訳によれば「身体を保」の「権利及び健康安寧を保」の「権利があるからして」、またブラックストンが引き続いて、これら三権は先行する「権及びこれから述べる諸権利に比してき程重要でない」と論じているからして、「名声面目」権は福澤にとってブラックストンの原文に比してかなり重視されて訳述されていることがわかる。これは単に福澤の英文の誤読とばかりはいえないであらう。むしろ、彼のその後の榮譽観念をみれば、福澤独自の判断による紹介といえる。(Blackstone, *Ibid.*, p. 130. 参照。
- (30) 『全集』第一巻、四九九一五〇〇ページ。原文は「next to personal security, the law of England regards, asserts, and preserves

the personal liberty of individuals. [This personal liberty consists in the power of loco-motion, of changing situation, or removing one's person to whatsoever place ones own inclination may direct; without imprisonment or restraint, unless by due course of law. Concerning which we may make the same observations as upon the preceding article; that it is a right strictly natural; that the laws of England have never abridged it without sufficient cause; and, that in this kingdom it cannot ever abridged at the mere discretion of the magistrate, without the explicit permission of the laws. (Blackstone, *Ibid.*, p. 130) ヲク。但し引用文中〔 〕は福澤が参照した版では省略された。その可能性があり、その福澤の記述に該当する箇所はない。

(22) 同右 五〇一セーム。原文は、the free use, enjoyment, and disposal of all his acquisitions, without any control or diminution, save only by the laws of land. (Blackstone, *Ibid.*, p. 134) ヲク。

(23) 同右 五〇一セーム。原文は、The laws of England, are therefore, in point of honor and justice, extremely watchful in ascertaining and protecting this right. (Blackstone, *Ibid.*, p. 134) ヲク。

(24) 同右 五〇一セーム。原文は、So great more over is the regard of the law for private property, that it will not authorise the least violation of it; no, not even for the general good of the whole community. (Blackstone, *Ibid.*, p. 135) ヲク。

(25) 同右 五〇一セーム。原文は、But in vain would these rights be declared, ascertained, and protected by the dead letter of the laws, if the constitution had provided no other method to secure their actual enjoyment. It has therefore established certain other auxiliary subordinate rights of the subjects which serve principally as barriers to protect and maintain inviolate the three great and primary rights, *Ibid.*, p. 136) ヲク。

三 ブラックストーン「補助的・従位的権利」の導入

Blackstone, <i>Commentaries</i>	福澤『西洋事情』二編
1. The constitution, powers, and privileges of parliament, of which I shall treat at large in the ensuing	甲 議事院の体裁、威力、特権、是なり。

chapter.

2. The limitation of the king's prerogative, by bounds so certain and notorious, that it is impossible he should exceed them without the consent of the people. Of this also I shall treat in it's proper place. The former of these keeps the legislative power in due health and vigour, so as to make it improbable that laws should be enacted destructive of general liberty: the latter is a guard upon the executive power, by restraining it from acting either beyond or in contradiction to the laws, that are framed and established by the other.

3. A Third subordinate right every Englishman is that of applying to the courts of justice for redress of injuries. Since the law is in England the supreme arbiter of every man's life, liberty, and property, courts of justice must at all times be open to the subject, and the law be duly administered therein. The emphatical words of *magna charta*, spoken in the person of the king, who in judgment of law (says Sir Edward Coke) is ever present and repeating them in all his courts are these: "and therefore every subject", continue the same learned author, "for injury done to him *in bonis, in terris, vel persona*,

乙 王室の特権を抑制して明かに其分限を定め、国王をして必ず其分を守らしめ、民人の然諾を得るに非ざれば此分限を踰越すること能はず、又公然と之を犯すことは能はざらざることなり。

丙 冤を被り害を受けたる者は、直に裁判局に赴て之を愁訴すべし。是即ち英国人民の備有する所の第三の通義なり。英国に於て、人の生殺を専らにし人の自由を制し其私有を与奪するの権は、其法律に在るのみ。故に裁判の官局は、平常これを聞て国人の訟を聴き、法律に従て其曲直を断じ「マグナ・チャルタ」の大法を守らざるを得ず。蓋し批大法の主意は、人を犯し人を害する者あれば、其罪人は宗門の人にて世俗の人にて其區別を問はず、必ず其罪を糺問し、賄路を禁じ、言語を開き、時日を延引すること無く、公明正大の裁判を行ふべしとのことなり。

by any other subject, be he ecclesiastical or temporal, without any exception, may take his remedy by the course of the law, and have justice and right for the injury done to him, freely without sale, fully without any denial, and speedily without delay." It were endless to enumerate all the *affirmative* acts of parliament wherein justice is directed to be done according to the law of the land: and what that law is, every subject knows; or may know if he pleases: for it depends not upon the arbitrary will of any judge; but is permanent, fixed, and unchangeable, unless by authority of parliament. I shall however just mention a few *negative* statutes, whereby abuses, perversions, or delays of justice, especially by the prerogative, are restrained. It is ordained by *magna carta*, that no freeman shall be outlawed, that is, put out of the protection and benefit of the laws, but according to the law of the land. By it is enacted, that no commands or letters shall be sent under the great seal, or the little seal, the signet, or privy seal, in disturbance of the law; or to disturb or delay common right: and, though such commandments should come, the judges shall not cease to do right. And by it is declared, that the pretended power

of suspending, or dispensing with laws, or the execution of laws, by regal authority without consent of parliament, is illegal.

Not only the substantial part, or judicial decisions, of the law, but also the formal part, or method of proceeding, cannot be altered but by parliament; for if once those outworks were demolished, there would be no inlet to all manner of innovation in the body of the law itself. The king, it is true, may erect new courts of justice; but then they must proceed according to the old established forms of the common law. For which reason it is declared in the statute upon the dissolution of the court of star-chamber, that neither his majesty, nor his privy council, have any jurisdiction, power, or authority by English bill, petition, articles, libel (which were the course of proceeding in the star-chamber, borrowed from the civil law) or by any other arbitrary way whatsoever, to examine, or draw into question, determine or dispose of the lands or goods of any subjects of this kingdom; but that the same ought to be tried and determined in the ordinary courts of justice, and by *course of law*.

4. If there should happen any uncommon injury, or in-

丁 又或は非常の事に遇て損害を被ることあるに臨み、法

fringement of the rights, before mentioned, which the ordinary course of law is too defective to reach, there still remains a fourth subordinate right, appertaining to every individual namely, the right of petitioning the king, or either house of parliament, for the redress of grievances. In Russia we are told that the czar Peter established a law, that no subject might petition the throne, till he had first petitioned two different ministers of state. In case he obtained justice from neither, he might then present a third petition to the prince; but upon pain of death, if found to be in the wrong. The consequence of which was, that no one dared to offer such third petition; and grievances seldom falling under the notice of the sovereign, he had little opportunity to redress them. The restrictions, for some there are, which are laid upon petitioning in England, are of a nature extremely different; and while they promote the spirit of peace, they are no check upon that of liberty. Care only must be taken, lest, under the pretence of petitioning, the subject be guilty of any riot or tumult; as happened in the opening of the memorable parliament in 1640: and, to prevent this, it is provided by the statute

律の定式を仰ぐも其不平を訴るに由なきときは、乃ち又一種の達路ありて、比路に由り、以て其冤を白し其屈を伸すべし即ち此達路とは、英国人民の備有する所の通義にして、冤を被り如何ともす可らざるときは、直に躬から国王に訴へ、或は議事院に訴ふることなり。其法令に云ふあり。英国人民は直に国王に訴へ或は議事院に訴ふるの権あり。若し比直訴を答る者あらば曲事たるべしと。但し斯の如く直訴を許すときは、又從て謹慎を加へ、其流弊を防がざる可らず。若し否ざるときは、人民或は愁訴に托して朋党を結び、輕率妄動、以て世を誤り、太平を妨ることあれば、なり。

... that no petition to the king, or either house of parliament, for any alterations in church or state, shall be signed by above twenty persons, unless the matter thereof be approved by three justices of the peace or the major part of the grand jury, in the country; and in London by the lord mayor, aldermen, and common council; nor shall any petition be presented by more than two persons at a time. But under these regulations, it is declared by the statute...., that the subject hath a right to petition; and that all commitments and prosecutions for such petitioning are illegal.

5. The fifth and last auxiliary right of the subject, that I shall at present mention, is that of having arms for their defence, suitable to their condition and degree, and such as are allowed by law. Which is also declared by the same statute.... and is indeed a public allowance, under due restrictions, of the natural right of resistance and self-preservation, when the sanctions of society and laws are found insufficient to restrain the violence of oppression.

以上の対照表から直ちにわれわれは、ブラックストンが三つの自然権を獲保する為の「補助的従位的権利」即ち市民権としてあげている(一)議会の構成・権能・特権、(二)国王大権の制限、(三)訴訟権、(四)請願権、そうして(五)武器携帯をともなう抵抗と自己保存の自然権の五つの権利の内、福澤は最後の抵抗権を独立の権利として訳出紹介せず、請願権、即ち直訴権の条項内容とからみあわせて、その中へ組み込んで、つまり、抵抗権をあたかも請願権の中に解消しているが如く紹介していることが理解できよう。福澤はブラックストンのあげている第四の「補助的従位的権利」を直訳紹介せず、直訴権の注意事項即ち直訴の口実の下で臣民が暴動とか騒動を犯すことにならないように注意することをもし直訴権が認められない場合、人民は徒党を組んで暴動を起し社会に不安をもたらすという必しもブラックストン通りでない福澤独自の解釈説明を市民権の最後に叙述して抵抗と自己保存の自然権を政治的自由にとつて必要なものないし市民権条項の一つとして不可欠なものと紹介してはいないのである。これまでややたどたどしく概観してきた様に、福澤はブラックストンの自然権を翻訳上の様々な工夫を施しながらも、若干の例を除いては、忠実に紹介しているが、ここでは明確に福澤の意図に立脚して紹介していると考へられるのである。福澤が参照した『イングランド法積義』原版の簡約板ないし学生版に福澤の訳述の如き抵抗権を請願権に組み込んだ形にしてあるものがあるいはあるのではないか、との疑問も当然出てこよう、然しながらこの疑問は福澤が『西洋事情』執筆前後の、あるいは福澤が欧米へ行った頃の一九世紀中葉の書店にみられたであろうブラックストンの本書の簡約版や学生版を調査すれば、直ちに消え去るであろう。(2)

と思われる諸版には抵抗権を省略している版が確かにあるにはある。しかしそれとて抵抗権そのものの省略であつて、福澤の如く何らかの工夫を施し、請願権の内容とからみ合わせて、請願権の中に組み込んでいようなものではない。(3)

こうして各版をみれば、福澤の作為性が一層明確となるし、請願権に付け加えている文章もブラックストンの原版はいうに及ばず各版をみても請願権の注意事項としてはあっても、文字通りのものはない故、全く福澤自身の工夫によるものであることがわかる。これは一体何を意味するのであろうか。即ち何故福澤はブラックストンにならって抵抗権を自然権として明示しなかったのであろうか。

福澤には抵抗権を理解するだけの余裕がこの時なかった、というのは当然である。それはブラックストンに先立って訳出したアメリカの「独立宣言」をみれば自ずと明らかである。そこには周知の様に「人の自から生命を保し自由を求め幸福を祈る」権利を「政府たらんもの」が「臣民」に保障しない場合、「則ち之を变革し或は之を倒して、更に此大趣旨に基き、人の安全幸福を保つべき新政府を立るも亦人民の通義なり。是れ余輩の弁論を待たずして明了なるべし」とやはり直訳ではなく、自由に文を移動させて明確に名訳で以て紹介しているのである。⁽⁴⁾ ここには抵抗権のみならず明らかに革命権をも訳出紹介しているのである。むろんこれは合衆国の「史記」の一部であつて『西洋事情』の「備考」と比較してより相対化された形での紹介ではあるが、福澤が抵抗権や革命権を市民権として認識できなかったというところはここからして誤まりである。

また「備考」的機能を『西洋事情』の中では有している「外編」でのチェンバーズ社刊『政治経済学』をみても、やはり「革命」の紹介がある。「兵乱に由て俄に政府の革まるを革命と云ひ、世に遁る可らざるの禍なれども、或は亦これに由て国の幸となることあり」⁽⁵⁾但し原文と比較してみると「世に遁る可らざるの禍なれども」という「禍」を福澤は付け加えており、ここでも必しもチェンバーズ社原本に忠実ではなく、むしろ「革命」に対して消極的評価を下して訳出紹介しているのである。しかも武力蜂起は福澤自身の要約、即ち「自由を求めて自由を失ふものなり」⁽⁷⁾となるのである。取り分け「一時の安妥を買んとして人間普通の自由を棄ることあり」⁽⁸⁾との

例証からそれを結論付けているのである。従って「世人若し其政府を改革せんと欲せば、劇烈非常の術を用ひずして其目的を達す可き路あるときにのみ、之に従事す可し」と隠健な言辞をチェンバーズ社版に從つて紹介する。⁽⁹⁾このチェンバーズ社版教科書による革命権の問題は然しながら、やはり権利根拠としてのそれではなく、歴史的事例としてのそれである。

それでは福澤が抵抗権ないし革命権を「二編」以後無視し続けていたかという点、革命権は別としても、抵抗権についてはむしろ誤りである。

『学問のすゝめ』第七編（明治七年）⁽¹⁰⁾において福澤はF・ウェイランド『道德科学の基礎』(Francis Wayland, *The Elements of Moral Science*, 1835)に依拠して抵抗権をむしろ積極的に唱えていることは周知の事に属する。ウェイランドは経済学説においてA・スミス(Adam Smith, 1723-90)やD・リカード(David Ricard, 1772-1823)などの古典派経済学を説いているといわれるが、その社会契約説はT・シェファーンソンやJ・ロックよりもむしろT・ホッブズ(Thomas Hobbes, 1589-1679)にはるかに近く、さらにJ・カルヴァン(Jean Calvin 1509-64)の『クリスト教綱領』(*Institutio religionis christianae*)における自由の神学に近いといわれているけれども、⁽¹¹⁾天賦人權の觀念を基礎にした社会契約に近い考えも説かれている故、その帰結として抵抗権を設けていると思われる。但し武器による抵抗権は不条理と規定されている。⁽¹²⁾福澤はこのウェイランドに依拠して、

「正理を守て身を棄るとは、天の道理を信じて疑はず、如何なる暴政の下に居て如何なる苛酷の法に窘めらるゝも、其苦痛を忍て我志を挫くことなく、一寸の兵器を携へず片手の力を用ひず、唯正理を唱て政府に迫ることなり」⁽¹³⁾

と正に理に立脚する抵抗の権利を自然権の一部として明確に論じているのである。

また『文明論之概略』(明治八年)⁽¹⁴⁾を著わすにあたって多くを参照にしたH・T・バックル『イングランド文

明史』(Henry Thomas Buckle, *History of Civilization in England*, vol. I, II, 1857, 1861.) の註書において、福澤は暴動と区別された意味での革命の意義を

「騒動ハ無学且短気デモ決シテ一般ノ深キ深因ヲ吟味シ能ハサルモノ狂氣ヲシキ挙動ナリ革命ハ国人ノ所為ニテ最貴重ナル美蹟ナリ如何トナルハ災害ノ因テ生シタル怒リノ修身質ス迄前見兼ニ集合ノ才力ヲ加フル故ナリ且暴動巧吏ヲ罰シ無辜ノ民ヲ助ケ二重ノ益ヲナセルナリ」

と革命を教育機能と救済機能に着眼してメモを残して確認しているのである。

さらに福澤は、明治一〇年に通読したA・d・トクヴィル『アメリカにおけるデモクラシー』(A. d. Tocqueville, *Democracy in America*, 1835) の中で貴族の抵抗の精神が描かれている所、即ち

「貴族がその権力を享有している間、否それどころかその権力を消失しはずと後まで、貴族的榮譽はその個人的抵抗に異常な程の力を授けたのであった。彼らは自らの弱さにも拘らず、依然として己れの個人的価値についての崇高な見解を抱いている人物としてその実例を提供した。そうして公権力の圧力に対して大胆にも独力で戦ったのであった」⁽¹⁵⁾

という貴族の榮譽権の行使としての抵抗を論じている所に着眼しているのである。

加えて明治八・九年に読んだH・ス・ペンサー『社会学研究』(Herbert Spencer, *The Study of Sociology*, 1873) の一節、これはスベンサー自身の見解ではなく、アーノルドの見解の引用文であるが、そこに福澤は、

「権力ニ従フハ固ヨリ大切ナリ然リト雖モ之ニ従ハザルモ亦大切ナリ事物ノ改良ヲ願フキハ殊ニ然リトス」⁽¹⁷⁾

と書き込んで、権力に抵抗することが社会改良に役立つとの考えにやはり着眼している。

この様にみれば、福澤が抵抗権や革命権の問題をまちがいになく認識し、かつそれを『学問のすゝめ』第七編にみられる如く抵抗権に関しては積極的評価を付与して導入し、さらにその後の読書において、その問題につ

いての思索を練り、その結実ともいふべき「丁丑公論」(明治一〇年執筆)及び「瘠我慢の説」(明治二四年)を著わしているのである。前者には「有名無実と認む可き政府は、之を顛覆するも、義に於て妨げなきの確証なり」と、歴史を省みて抵抗のみならず革命すら正当なものとして挙げていたのである。むしろ福澤はこの場合も「乱の原因を枚挙して、其原因は政府の方に在りと雖も余輩は、西郷が事を挙たるを以て、如何にも正理に適したるものと云ふに非ず」⁽¹⁹⁾として、その理由を「腕力に制せられたる者と云ふ可し」として、「腕力」即ち武力による抵抗形態をここでも正当視してはいない。

また、「徳川家の末路に、家臣の一部分が、早く大事を去るを悟り、敵に向て会て抵抗を試みず」⁽²⁰⁾と述べて、無抵抗が長期的にみてわが国にとってマイナスとなることをやはり福澤は説いているのである。

無論ここで展開されている「抵抗」ないし「革命」の問題は、どちらかと云えば権利レベルの問題よりも精神レベルのそれであって、そこに自ずとニュアンスが存することはいうをまたないが、然しながら、これらの例からも福澤が革命権は別にしても抵抗権を全く無視して評価してないということにはならず、後にみるように彼ら思想を考えてみると、それが一つの彼の生涯のエッセンスといってもよい位置を占めているように思われる。

それでは何故、福澤は明治三年の『西洋事情』「二編」執筆時に抵抗権を正当に位置付けなかったのであろうか。福澤は自ら述べている如く血を見るのを嫌っているが故に武器を手にしての抵抗権を提示しているブラックストンを読んで、「人民或は愁訴に託して朋党を結び、輕拳妄動、以て世を誤り太平を妨げることあればなり」と直訴する権利に請願権が認められない場合を考えて、請願権の注意事項の部分の部分を思わず請願権の最後に付け足した、あるいはもってきたのかもしれない。事実福澤は一貫して武器を手にしての抵抗形態(革命権をも含めて)を否定している。後に明治維新を革命とみなしても、それが「凡そ古今の革命には必ず非常の惨毒を流すの常にし

て……人をして酸鼻に堪へざりしむる」類のものではなくて、「無血革命」であったことに対して評価しているのである。⁽²²⁾

けれども明治七年の時点で抵抗権を呈示し、明治三年の時点でそれを呈示しなかったのは、必しも福澤の穩健性（武器を手にしての抵抗の拒否）ばかりでなく、やはりその他にも要因があるであろう。

周知のようにJ・ロックは、その『統治二論』の第二論文において、抵抗権及び革命権を設けることによって、一六八八年の名誉革命を正当化したと云われる、——その真意はむしろイギリス国民の保守性を前提にした上での政治権力の牽制にあるとされるが——つまり、『統治二論』全体が名誉革命の合理化であって、従って革命権及び抵抗権の設定はロックにとって不可避であったであろう。「地上に訴えるような所がない場合、国民は天に訴えるだけの正当な理由があるか否かの根本的な判定権を自分のものとして保留しているものであって、それはすべての人類に属する権利である」⁽²³⁾と抵抗権ないし革命権を正に判定権の問題とみなしそれを自然権としてロックは位置付け、名誉革命体制を擁護しているのである。幕臣であった福澤は、これに比して明治三年の時点で維新革命体制を合理化ないし正当化できえなかった、あるいはしたくなかったのではないだろうか。長州征伐の建白書を出し、その挫折から「読書徒生の一小民」⁽²⁴⁾と自己規定したこの頃の福澤にあっては、十分考えられる。彼にとってこの時の維新は、正に「徳川家へ御奉公いたし不計も今日の形勢に相成」⁽²⁵⁾であって、そこにその正当化は到底考えられなかったであろう。

さらに国際環境の問題から考えれば、この頃、即ち維新前後は末だわが国の体制が体制として確立をされておらず、そこに様々な可能性を秘めていた訳であるからして、この時点で抵抗権を西洋事情の事実問題として提起し、それはまた往々美化を伴うが、公けに付すことは、欧米列強の圧力によって増々日本の国としての独立を全

うするのに、ひいては文明開化にマイナスに機能するのではないか、と福澤は考えたとも考えられる。それは大名同盟の説が行われれば「国はフリーにも相成候得共、This freedom is, I know, the freedom to fight among Japanese」と化し、唯々大名同士のカジリヤイにて、我國の文明開化は進み不申」(慶応二年)と述べて、抵抗権が「フリー」の問題として大名レベルで行使された場合の日本の方向性に対する危惧を述べていることから察しがつく。

また、この時期にみられた「下克上」現象が一国独立にとってマイナスと福澤には映じ抵抗権を設けることに否定的となったとも考えられる。それは「近来は世上不穩、動もすれば下より上を凌ぎ、国法を恐れざるの悪風流行するに付、御家中多人数の内には輕狂の者有之、(中略)恐るべき事に候。元々中津杯も外国船の来る氣遣もなく、又隣国より攻入る杯と申大變も有之間敷、唯恐るべきは自火なり」(慶応二年)として、このことから間接に理解できよう。「自火」を起こしては一番の独立は全うできず、外国船に攻め込まれる契機を与えるとの念がこの文脈には伺われる。国際条件に左右されつつ国内問題を考えざるをえないこの期の思想家の一特徴が福澤にもみられるのである。

次に、国民主権や立法国家を国是としている国における抵抗権の位置付けの問題がある。国を構成する各人の意思の下で作った政治権力に対して抵抗権を設けることはそうであるが故に返って自体論理的矛盾を生み出すのではないか。合法性は同時に正当性であるのが国民主権に立脚する立法国家なのではあるまいか。また請願権を口実に騒乱・騒動を起すことのないようとの注意事項があつて、しかもその後に加藤弘の如く武器携帯権を認めることは前後の論理矛盾ではないか、との疑問が福澤にその紹介の文脈から判断してあつたのではあるまいか、例えば加藤弘之はその『国体新論』において、抵抗権を明確に位置付けているが、それは国民主権の立場からく

るものであるよりも、むしろ一方的受益者の立場からくるものであるが故に論理的に矛盾することなく、容易に抵抗権を抵抗権として紹介しえたと思われ⁽³⁰⁾。それは彼が社会契約の觀念よりもむしろ統治契約の觀念を有していたが故と云える。社会契約説ないし国民主権をとるが故に抵抗権ないし革命権が否定されるという解釈も、通説と異なるが、成り立ち得るのである。

あと一つ考えられるのは福澤が西洋諸国の武器を手にした抵抗を革命とみ、その革命が何をもちらしているかを、やはり十分認識していたが故に抵抗権を省略したとの見方である。それは第一にチェンバーズ社刊『政治經濟学』におけるイギリスの革命史、そこに福澤自らが要約し、既に見た様に「自由を求めて自由を失ふ」という認識、及び第二にフランス革命の『西洋事情』における紹介をみれば自ずと明らかである。フランス革命以後

「佛蘭西人は自由不羈の趣意を信じ、公明正大の理に帰依し、比大義を以て天神に代ふ可しと。粗暴も亦甚だし。名は自由なれども其実は然らず。今般の革命を以て佛蘭西の政治は暴を以て暴に代へたるのみならず、改革を望みし者も自由を求て却て残虐を蒙ると云ふ可し」⁽³¹⁾

革命は政治をして暴力の府として、改革志向の者をして自由ではなく残虐を蒙らしめるのである。

これらが福澤が権利問題としての武器を手にしての抵抗権の紹介を明示するより、むしろ請願権に組み込んでむしろ政治権力を牽制した方がよりわが国の現状にとって有効と考え抵抗権をストレートに紹介することを拒否せしめた要因と考えられる。

それでは、福澤が抵抗権を省略し、それを請願権に解消しているからよう訳述しているといつて、当のブラックストンに比して、あるいは彼に影響力を与えたロックに比して現実に対する緊張度において劣っているか、と云えば、そうではないであろう。ブラックストンにしろ、ロックにしろ抵抗権なり革命権の設定は彼らの主観に

即せば、行使されようもない、との前提に立っていたと思われる。ロックが『統治二論』を著わしたのは名譽革命後十年、ブラックストーンにいたっては七七年の歳月が経過しているのである。むしろ彼らの主観的意図とは別に、彼らが牽制として設けた抵抗権なり革命権は、皮肉にもアメリカの独立革命を正当化させる正にバイブルとなったのであるが、福澤はしかし弱肉強食の国際環境の下で、然も「下克上」状況下の維新革命時に、旧体制の臣下の身で以て、それまで全くなかった觀念即ち自由とそれに不可分な法との問題を短期間に考え抜かざるをえない正にどちらに行くともわからない危機状況下での抵抗権の問題と取り組まざるをえなかったのであって、その緊張度は恐らくロックやブラックストンの比ではないであろう。

そうして明治国家体制が安定してくると、福澤は革命権ではなくて抵抗権ないし抵抗の精神を唱え自ら実践するようにするのである。彼が一見保守化したと云われる『帝宝論』（明治一五年）にしろ『尊王論』（明治二一年）にしろ、それは正に明治国家が天皇制国家として価値が、一元論的に確立されていく過程を念頭において、それに抵抗する意味でより価値の多元化を意図して著わされていると云えるし、彼の維新以降の生涯が無位無官の在野人として貫き通されていることは、すでに明治初期に功とげ名をとげた人の余裕と云えばそれまでであるが何よりも抵抗を自らに課しているように思われる。

(1) 『全集』第一巻、五〇二—三三三頁。原文は初版に依っているが、具体的な法律名は……で省略した。

(2) 筆者はこの夏（一九八五年七月—九月）私学研修福祉会の基金によって、アメリカ及びヨーロッパの主要大学を訪問する機会をえた。

その際ハーバード・ロースタール・ライブラリー、及びオックスフォード・ボードレイリアン・ロー・ライブラリーにおいて一九世紀中葉までに出版されたブラックストーン『イングランド法積義』の簡約版及び学生版の諸々の刊本のこの部分を調査した。その結果、福澤の訳の如きものになっているものは一つとしてなかった。尚、ブラックストンの本書の各種の版については Ellen Catherine Spicer, *The*

William Blackstone Collection in the Yale Law Library A Bibliographical Catalogue, Yale Law Library Publications, No. 6

June 1938. Published for The Yale Law Library By the Yale University Press, New Haven, 1938. に詳しい。又、この期間にシカゴ大学、コーネル大学、及びチューニントン大学でセミナーを行つた機会にめぐまれた。本稿はその際の報告及び日本イギリス哲学会第九回研究大会(甲南大学)での特別報告さらに関西政治思想研究会(大阪市立大学)での報告の一部である。その際司会者及び参加者から受けた教示に対して、尚、残された問題が多いことを自覚しつつ、前記の二の図書館の関係者並びに私学研修福祉会の基金を受けるにあつて、お世話になつた関係諸機関の人々に感謝したい。

- (3) 筆者の調査によれば Adams, J., *Commentaries on the Laws of England, principally in order, and Comprising the whole substance of the Commentaries of Sir William Blackstone*, 1819. の第五番目の「補助的・從位的権利」即ち抵抗権を完全に省略した唯一の版である。尚、版によつては武器携帯権のみを、又は抵抗と自己保存の自然権のみをあげていふものがある。
- (4) 『全集』第一巻 三三三ページ。
- (5) 同右 四二二ページ。
- (6) 原文は「The sudden and violent change of government usually called a Revolution, occurs in certain circumstances which render it unavoidable, and when it may even be desirable.」(Chambers's Educational Course, *Ibid.*, p. 27) である。
- (7) 『全集』第一巻 四三二ページ。
- (8) 同右 四三二ページ。
- (9) 同右 四三二ページ。
- (10) It is therefore well for a people, when they can effect needful reforms and improvements in their government, without resorting to violent or extreme measures. (*Ibid.*, p. 27) 參照。
- (11) Hofstadter, Richard, *Social Darwinism in American Thought* Revised Edition, Beacon Press, M. A. 1965 pp. 145-146. 參照。
- (12) Blau, Joseph L., 'Introduction' in *The Elements of Moral Science*, by Francis Wayland, The Belknap Press of Harvard University Press, Cambridge M. A., 1963. pp. xxxii—xxxiii 參照。
- (13) *Ibid.*, p. 336.
- (14) 『全集』第三巻 七四一五ページ。尚、原文との対比等については伊藤前掲書五四一八ページ參照。
- (15) 福澤が和紙でメモを残した原文は以下の如くである。'At the same time, insurrections are generally wrong; revolutions are always right. An insurrection is tou often the mad and passionate effort of ignorant persons, who are impatient under same immediate injury, and never stop to investigate its remote and general causes. But a revolution, when it is the work of nat-

- ion itself, is a splendid and imposing spectacle, because, to the moral quality of indignation produced by the presence of evil, it adds the intellectual qualities of foresight and combination; and uniting in the same act one of the highest properties of our nature, it achieves a double purpose, not only punishing the oppressor, but also relieving the oppressed.' (Buckle, Henry Thomas, *History of civilization in England*, vol. II D. Appleton and Company, N. Y., 1872, pp. 119-120.)
- (16) 拙編訳「福沢手記本 A. d. Tocqueville, *Democracy in America* Tr. by H. Reeve 再現」『福澤論百年鑑』第九号、一八九ページ。
- (17) 次の所のサブタイトルを添えて「It is certain, as Mr. Arnold holds, that subordination is essential; but it is also certain that insubordination is essential—essential, if there is to be any improvement.' (Spencer, Herbert, *The study of Sociology*, D. Appleton & Company, N. Y., 1874, p. 239)
- (18) 『全集』第六巻、五四三ページ。
- (19) 同右、五四八ページ。
- (20) 同右、五六二ページ。
- (21) 『全集』第七巻、一〇六ページ参照。又、福沢の明治維新に対する評価の転換と忠誠及び抵抗権については丸山真男「忠誠と反逆」(『近代日本思想史講座』第六巻、「自我と環境」筑摩書房、一九六〇年、所収)四〇七—二二二ページ参照。
- (22) 『全集』第六巻、五八三ページ。
- (23) 丸山真男『戦中と戦後の間』みすず書房、一九七六年、四一七ページ参照。
- (24) Locke, John, *Two Treatises of Government*. A Critical Edition with An Introduction and Apparatus Criticus. by Peter Laslett, Second Edition. Cambridge at the University Press. 1970. pp. 397-398.
- (25) 『全集』第一七巻、五六二ページ。
- (26) 同右、五六二ページ。
- (27) 同右、三二二ページ。
- (28) 同右、三七二ページ。
- (29) 『明治文化全集』第二巻「自由民権編」日本評論社、一九六七年、二二二ページ参照。
- (30) 植手前掲書、一七一—二二二ページ参照。
- (31) 『全集』第一巻、五八一—二二二ページ。
- (32) Lockmiller, David A., *Sir William Blackstone* 1938. (Reprint, Peter Smith, M. A. 1970.) p. 46 Barker *Ibid.*, pp. 122, 128, 136 参照。

おわりに

福澤が訳述したブラックストン『イングランド法積義』の「個人の絶対権について」のこの箇所は、取り分け、法思想史以上に政治思想史上重要と思われるが、福澤の思想をみる上でも、極めて重要な一文とみなしうることが察せられたであろう。ブラックストンの時代にあつて、この部分は、イギリスの法律家にとって全く自明で自然なことであつたかもしれないし、ブラックストンの主観以上に根本的にリベラルな考えを示しているといえるものである。⁽¹⁾

第一に、そこには権利宣言が含まれている。第二に、そこには生まれながらの権利が唱えられている。第三に、そこにはそれらを維持する為の手段⁽²⁾補助的権利が唱えられている。そうしてこれらはブラックストンにとっては自然法的であるとはいえ、権利の主体たる個人はおよそ人間一般ではなくイングランド臣民であつたかもしれないが、正に自然法的であるが故に、アメリカ新大陸に、そうして日本の福澤の『西洋事情』の「備考」に導入されたのである。福澤のそれ以前の人権なり自由の観念が見聞によるものや、教科書ないし歴史書に依拠していたが故に、法学的思考に劣り、又論理的整合性に欠ける面があつたのに比してブラックストンの『イングランド法積義』は法学的かつ論理的整合性があり、しかも、政治的自由の問題が明確に論じられているがために、福澤のその後の自由なり人権なりについての思想的展開の一つの確固たる糧にとなりえたのではないかと思われる。

むしろ福澤が翻訳紹介したこの箇所は、西洋、殊にアメリカ及びイギリスの法原理においても重要な章であるが、それだけによく議論されるわりには理解されず、議論されたり理解されたりしているわりには現実のものと

なっていない⁽³⁾。との評価をも受けていた章であることは記憶されてよい。

- (1) Barker, *Ibid.*, p. 138 参照。
- (2) イェリネック「人権宣言論」(初宿正典編訳『人権宣言論争』みすず書房 一九八一年) 八〇ページ参照。
- (3) Beckett, Gilbert Abbott, *The Comic Blackstone*, 1857, p. 26 参照。